別表第一の第一中

二　鳥綱 すずめ目	

を

二　鳥綱	
（一）　かも目	
かも科	ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）
（二）　すずめ目	

に改め、同表の第二中

いね科	スパルティナ・アングリカ

を

あかばな科	ルドウィギア・グランディフロラ
いね科	スパルティナ属全種

に改める。

別表第二中

スパルティナ・アングリカ	茎、根
ヴェロニカ・アナガルリス―アクアティカ（オオカワヂシャ）	根

を

ルドウィギア・グランディフロラ	根
スパルティナ属全種	
ヴェロニカ・アナガルリス―アクアティカ（オオカワヂシャ）	
備考　括弧内に記載する呼称は、和名である。	

に改め、同表を別表第三とする。

	茎、根
	茎、根
	根

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第一条関係）

科名	種名	種名
動物界 一　哺乳綱 霊長目		
		マカカ・キュクロピス（タイワンザル）
		マカカ・フスカタ（ニホンザル）
	マカカ・ムラタ（アカゲザル）	
		マカカ・フスカタ（ニホンザル）
二　条鰭亜綱 すずき目		
モロネ科		モロネ・クリュソプス（ホワイトバス）
		モロネ・サクサティリス（ストライプトバス）
おながざる科		
備考　括弧内に記載する呼称は、和名である。		

附　則

（施行期日）

1　この政令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年六月十一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項及び附則第三項の規定　公布の日

二　別表第一の第一の改正規定　平成二十六年八月一日

（経過措置）

2　次の各号に掲げる生物に係る改正法による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項に規定する特定外来生物についての新法第五条第一項の許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる生物の区分に応じ、当該各号に定める日前においても、その許可の申請をすることができる。

一　この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないもの（次号に掲げる生物を除く。）及び新令別表第二の中欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の下欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）　この政令の施行の日

二　ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）　前項第二号に掲げる規定の施行の日

3　主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、同項各号に掲げる生物の区分に応じ、当該各号に定める日前においても、新法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣官房令

○内閣官房令第一号

幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）第二条第二項の規定に基づき、幹部職員の任用等に関する政令第二条第二項の官職を定める内閣官房令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

幹部職員の任用等に関する政令第二条第二項の官職を定める内閣官房令

幹部職員の任用等に関する政令第二条第二項の内閣官房令で定める官職は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案、他国又は国際機関との交渉等の支援に関する事務をつかさどる官職とする。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。